

## 訪問看護利用料 介護保険

### 訪問1回毎に算定 (基本の利用料)

所要時間	訪問看護利用料	予防訪問看護
20分未満	313単位	302単位
30分未満	470単位	450単位
30分以上 60分未満	821単位	792単位
1時間以上1時間30分未満	1125単位	1087単位

\* ご本人の介護保険負担割合によって、1回の料金が異なります

### 加算について (訪問毎に算定・基本の利用料に付随し加算されます)

早朝 (6時～8時)	単位数×25%増	
夜間 (18時～22時)	単位数×25%増	
深夜(22時～6時)	単位数×50%増	
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に90分を超える訪問看護を行った場合	300単位
複数名訪問看護加算 30分未満	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合	254単位
複数名訪問看護加算 30分以上	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合	402単位
サービス提供体制加算	訪問毎・6単位	
特別地域訪問看護加算 (高山村の方)	訪問毎・単位数×15%増	

### 月1回算定・その他

緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う場合	574単位
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	500単位
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理や人工肛門、真皮を超える褥瘡、週3日以上点滴を受ける状態等の利用者に対する加算	250単位
初回加算	初めて訪問看護を行った月 もしくは前回訪問看護より2か月間訪問看護を受けていない場合	300単位
退院時共同指導加算	病院、老健施設に入院・入所中の方が退院・退所の際、訪問看護ステーションの看護師が共同指導を行った場合 (算定時、初回加算はなし)	600単位
ターミナルケア加算	利用者の死亡前の14日に2日以上ターミナルケアを行った場合	2000単位